

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

1. デジタル化と IT 実装による業務効率化 (b)

- ・ 基幹システムの導入により、各種帳票および運行管理に関わる書類のデジタル化を進めます。これにより、手入力作業を大幅に削減し、事務負担の軽減と業務の効率化を実現します。
- ・ 売上データの迅速な分析が可能となり、取引先への柔軟かつ適切な対応が実現します。
- ・ さらに、県内の IT コンサルティング企業の支援を受けつつ、取引先との共通 EDI の構築を検討しており、データの相互利用によるサプライチェーン全体の最適化を目指します。

2. グリーン経営への取り組み (d)

- ・ 荷主企業との連携により、配送スケジュールの見直しや待機時間の短縮を進めることで、アイドリング時間を削減し、燃料消費の抑制に取り組みます。
- ・ 今後は低公害車の導入検討など、段階的に環境対応を強化し、グリーン経営認証の取得に向けた準備を進めていきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、下請取引に限らず、取引上の立場に優劣がある企業間取引についても、価格決定・支払条件・知的財産等に関する下記の趣旨に基づき、取引の適正化を図るよう努めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

当社は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、下請事業者との価格交渉を行う際には、労務費の上昇分について十分に協議を行い、必要なコストを適切に取引価格に反映するよう努めます。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

1. 成果を分かち合う取引関係の構築

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ファifty・ファifty）」となるよう分かち合う。

2. 取引先との信頼関係強化に向けた取組

- 取引先との継続的な信頼関係の構築を目的として、定期的に満足度調査を実施し、業務改善やサービス向上に反映させるよう努める。

3. 有事における取引先との連携強化

- 自然災害や感染症の流行など、緊急時においても取引先の安全と事業継続を最優先とし、過度な負担をかけない対応を行う。また、復旧に向けた情報共有・支援を行い、取引継続に努める。

令和7年 6月 3日

株式会社丸安

企 業 名

代表取締役 安養寺 政則

役職・氏名（代表権を有する者）